

令和2年度実施 指定管理者制度導入施設モニタリング結果

施設名		東村山市立児童館秋津分室・北山分室・第3回田分室			
導入年月日		令和2年4月1日	現行の指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日	
指定管理者		株式会社 こどもの森	市所管課	子ども家庭部児童課	
指定管理料(2年度予算/元年度決算)		61,500,000円 / ー円(3施設合算)			
				総合評価	
シート項目	業務の履行	・施設管理や執行体制等、適切に実施されている。			A
	維持管理	・清掃、警備等、適切に実施されている。			A
	安全管理	・危機管理体制等、適切に実施されている。			A
	サービスの質	・情報の発信として、おたよりや通知を配付し、保護者にわかりやすく情報提供を行っている。			A
	協力体制	・他の児童館及び市と定例的に情報交換を実施し、管理運営を行っている。			A
	個人情報保護	・適正に実施されている。			A
	経営状況	・経理規程に基づき、適正に処理されている。			A
講評等		・適切に業務が履行されている。			